

「令和8年度 図解 税制改正のポイント」
政省令による追加情報、正誤表

○政省令による追加情報（令和8年4月30日現在）

令和8年度税制改正の関連政省令が公表され、令和8年度税制改正の詳細が明らかとなりました。そこで、追加情報を下記のとおり整理しましたので、ご活用ください。

□ 企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

【76頁】 関連者間取引に係る書類の整理保存の特例

本特例は、青色申告法人が関連者間取引を行った場合に、注文書・契約書・領収書・見積書等の書類に一定の事項の記載又は記録がないときに、その記載又は記録がない事項（特定事項）を明らかにする書類（特定事項記載書類）を作成し、保存することが必要となるものです。この書類の作成・保存がない場合には青色申告の承認が取り消されます。改正法人税法施行規則が公布され、その内容が明らかとなりました（法人税法施行規則59の2、67の2）。

1. 「関連者」の定義

税制改正の大綱では、「「関連者」は、移転価格税制における関連者と同様の基準により判定する。」とされていました。移転価格税制の「国外関連者」は外国法人のみを対象としています（本書P77「【参考】移転価格税制における国外関連者」参照）。一方、本特例での「関連者」は、外国法人に限らず内国法人を含むすべての法人が対象となっています。この内国法人を含む点以外については、移転価格税制の「国外関連者」と本特例の「関連者」の判定は同様の基準となっており、法人で青色申告法人との間に、持株関係、実質的支配関係又はそれらが連鎖する関係のあるものを「関連者」としています。したがって、本書P77の「国外関連者」を「関連者」と、「外国法人」を「法人」と読み替えば、本特例の「関連者」を表します。

2. 特定取引と記載又は記録すべき事項

	特定取引	記載又は記録すべき事項
①	工業所有権等(注1)の譲渡又は貸付け	・工業所有権等の明細 ・工業所有権等の青色申告法人において果たす機能 ・対価の額の明細及び対価の額の設定の方法
②	一定の事業活動(注2)で、当該事業活動に要する費用の全部又は一部をその役務の提供を受ける者(役務被提供者)が負担することを定めて	・当該契約又は協定に基づいて行つた当該事業活動の内容 ・当該契約又は協定に基づき当該青色申告法人が負担することとなる費用の額の計算の方法

「令和8年度 図解 税制改正のポイント」
政省令による追加情報、正誤表

	いる契約又は協定に基づき行うもの	
③	経営の管理又は指導、情報の提供その他の役務の提供で当該役務提供者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験に基づき行うもの	<ul style="list-style-type: none"> ・当該役務の提供の明細及び内容 ・当該役務の提供に係る対価の額の明細及び計算の方法
④	②及び③に掲げるもののほか、これらの役務の提供に類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・当該役務の提供の明細及び内容 ・当該役務の提供に係る対価の額の明細及び計算の方法

(注1) 工業所有権等

工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの、著作権又は著作物

(注2) 一定の事業活動

次のいずれかに該当する事業活動

その役務の提供をする者（役務提供者）が有する産業、商業又は学術に関する知識経験その他の当該役務提供者が有する経営資源を活用して行われる研究開発、広告宣伝その他の事業活動
専用資産（専ら役務被提供者（当該役務被提供者に係る関連者を含む。）及び役務提供者の事業の用に供することを目的とする資産をいう。）を当該役務被提供者に使用させる行為並びにその使用に係る当該専用資産の維持及び管理

3. 保存期間、適用時期

特定事項記載書類は事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日から7年間（欠損金の生じた事業年度については10年間）保存する必要があります。また、本特例は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に行う関連者間取引について適用されます。中小企業においても親会社への経営指導料等の支払がある場合など、本特例の適用があるケースが考えられます。グループ会社間の取引により本特例の対象となる場合には、注文書や契約書等に特定事項が記載されているか確認し、記載されていない場合には、記載された注文書や契約書等を新たに作成するか、特定事項記載書類を別途作成するかといった対応が必要となるため注意が必要です。

「令和8年度 図解 税制改正のポイント」
政省令による追加情報、正誤表

正 誤 表

本書の内容に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

お手数をお掛けしますが、下記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

該当頁	誤	正
42 頁	「⑤経過措置」の図表中 新築	当該改正を通達に定める日までの新築（同日において建築中のものを含む）

以 上